

放送大学学園職員出向規程

平成28年3月8日
放送大学学園規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号。以下「就業規則」という。）第7条第3項の規定に基づき、職員の出向に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、出向とは、放送大学学園（以下「学園」という。）の職員が学園の命により復帰を前提に退職し、一定期間、国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人その他学園が適当と認める団体（以下「出向先」という。）において、出向先の職員として当該出向先で勤務することをいう。

(出向期間等)

第3条 出向期間は、原則として3年以内とする。なお、学園及び出向先の業務上の都合により、当初命じた出向期間を短縮又は延長することがある。

2 学園から出向する職員（以下「出向者」という。）は、出向中、出向先の就業規則（国又は地方公共団体に出向する場合には、これに相当する法令等をいう。以下「就業規則等」という。）の適用を受ける。ただし、出向者の出向中の行為が、就業規則第29条に規定する懲戒事由に該当する場合には、当該出向者を学園に復帰させた上で、学園において懲戒処分を行うことができる。

(復帰)

第4条 学園は、出向者が次の各号のいずれかに該当する場合には、学園に復帰させる。

- 一 出向期間が満了した場合
- 二 出向先の定める休職の事由に該当する場合
- 三 出向先の定める懲戒の事由に該当し、引き続き出向先で業務に従事することが困難となる場合
- 四 その他出向先との協議の上、必要と認められる場合

(勤続期間)

第5条 出向期間は、学園の勤続期間に通算する。

(労働条件)

第6条 出向者の服務規律、労働時間並びに休日及び休暇等の労働条件は、学園において特に定めた事項以外は出向先の就業規則等に定めるところによる。

(給与)

第7条 出向期間中の給与（賞与及び諸手当を含む。）は、出向先が、当該出向先の給与規則（国又は地方公共団体に出向する場合には、これに相当する法令等をいう。）等に定めるところにより、支給するものとする。ただし、当該出向先が学園との協議の上、これと異なる定めをしたときはこの限りでない。

(社会保険等)

第8条 健康保険、厚生年金保険等、雇用保険及び労災保険は、出向先で取り扱うものとする。

(宿舍の貸与)

第9条 学園は、出向者を放送大学学園宿舍規程（平成15年放送大学学園規程第31号）第2条第1項に定める役職員とみなして、宿舍を貸与することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、出向先との協議等により別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において現に出向者として出向先で勤務している職員については、現に出向を開始した日からこの規程を適用する。